

第1 消防体制

1 消防組織

平成25年4月1日現在、県内には12消防本部があり、単独設置が2消防本部(福島市、いわき市)、一部事務組合による設置が10消防本部となっています。昭和49年4月1日の南会津地方広域市町村圏組合消防本部発足により、県内59市町村の常備化が達成されています。(表1-1、図1-1)

全国の常備化市町村は、1,684市町村に及び、常備化率は市町村数で97.9% (市100%、町村96.1%) に達し、人口の99.9%が常備消防によってカバーされています。

(「平成25年版消防白書」より)

表1-1「消防常備化の現況」(平成25年4月1日現在)

	発足年月日	名 称	構成団体数				備 考
			市	町	村	計	
単 独	25.6.1	福島市消防本部	1			1	20.7.1 福島市・飯野町合併
	41.10.1	いわき市消防本部	1			1	
消 防 一 部 事 務 組 合	46.4.1	白河地方広域市町村圏組合 消 防 本 部	1	4	4	9	17.11.7 白河市、表郷村、大信村、東村合併
	"	喜多方地方広域市町村圏組合 消 防 本 部	1	1	1	3	18.1.4 喜多方市・熱塩加納村・塩川町・山都町・高郷村合併
	46.5.1	伊達地方消防組合消防本部	1	3		4	18.1.1 伊達町・保原町・梁川町・霊山町・月館町合併、伊達市新設
	47.4.1	相馬地方広域消防本部	2	1	1	4	18.1.1 原町市・鹿島町・小高町合併、南相馬市新設
	"	安達地方広域行政組合消防本部	2		1	3	17.12.1 二本松市・安達町・岩代町・東和町合併 19.1.1 本宮町・白沢村合併、本宮市新設
	"	会津若松地方広域市町村圏 整備組合消防本部	1	7	2	10	16.11.1 会津若松市・北会津村合併 17.10.1 会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併、 会津美里町新設 17.11.1 会津若松市・河東町合併
	47.10.1	双葉地方広域市町村圏組合 消 防 本 部		6	2	8	
	48.4.1	須賀川地方広域消防本部	1	4	3	8	17.4.1 須賀川市・長沼町・岩瀬村合併
	"	郡山地方広域消防組合消防本部	2	2		4	17.3.1 滝根町・大越町・都路村・常葉町・船引町合併、田村市新設
	49.4.1	南会津地方広域市町村圏組合 消 防 本 部		3	1	4	18.3.20 田島町・舘岩村・南郷村・伊南村合併、 南会津町新設

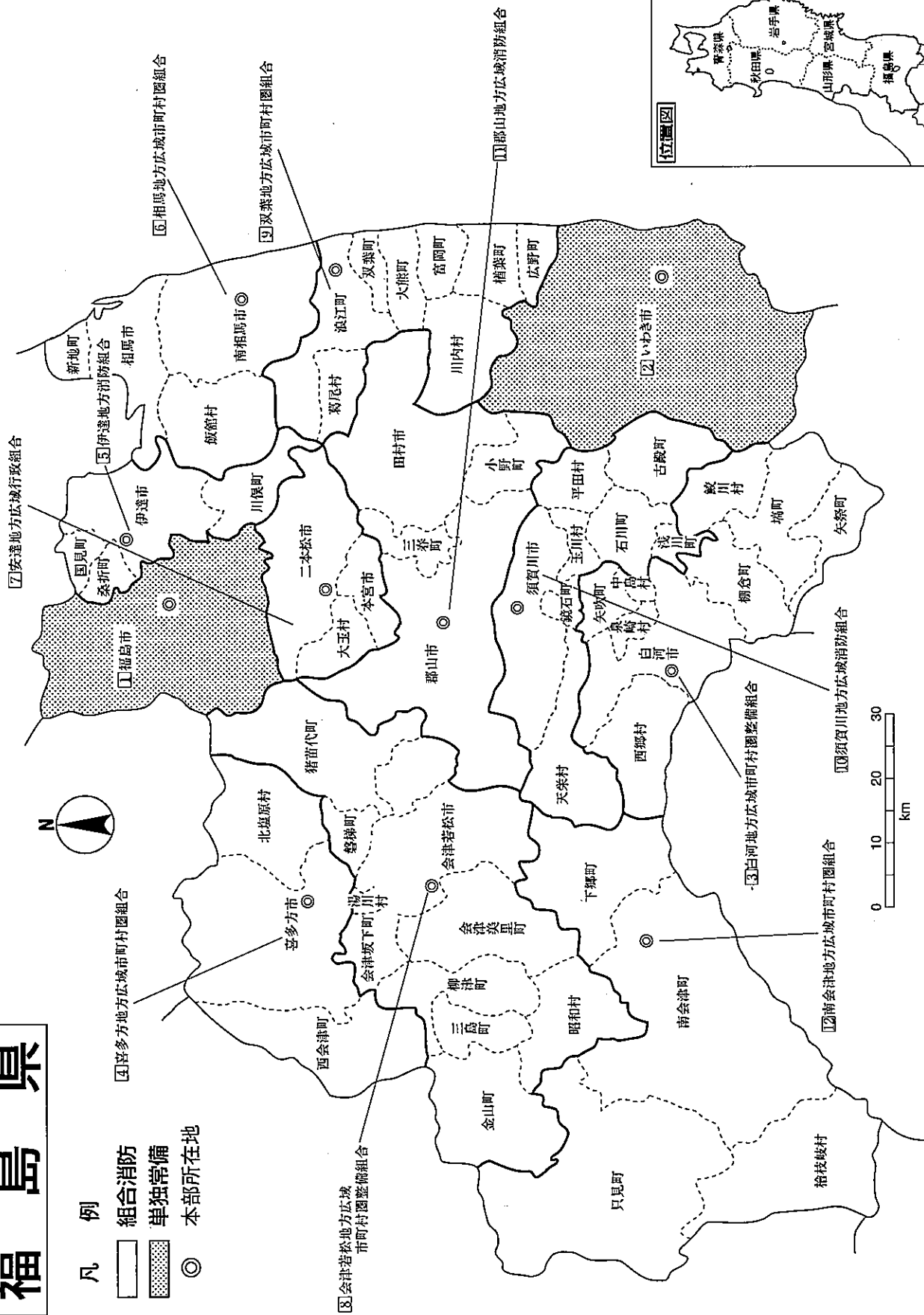
福島県

凡例

—— 組合消防

▨ 単独常備

◎ 本部所在地



県内の消防機関の設置状況及び推移は、表1-2のとおりですが、常備化が達成された今日においても、消防団員が地域の防災に果たす役割は依然として大きく、各市町村消防団の一層の充実強化が必要となっています。

表1-2「消防機関の設置状況及び推移」

区分	年次					
	H19. 4. 1	H20. 4. 1	H21. 4. 1	H22. 4. 1	H24. 4. 1	H25. 4. 1
消防本部数	12	12	12	12	12	12
消防署数	29	29	29	29	29	29
消防出張所数	72	72	72	72	71	71
消防団数	67	60	59	59	59	59

※東日本大震災の影響により、平成23年のデータについては未集計です。

消防吏員及び消防団員の推移は、図1-2及び表1-3のとおりであり、平成25年4月1日現在、消防吏員は2,430人(対前年比12人、0.50%増)と、過去5年間で27人(1.12%)増加しています。

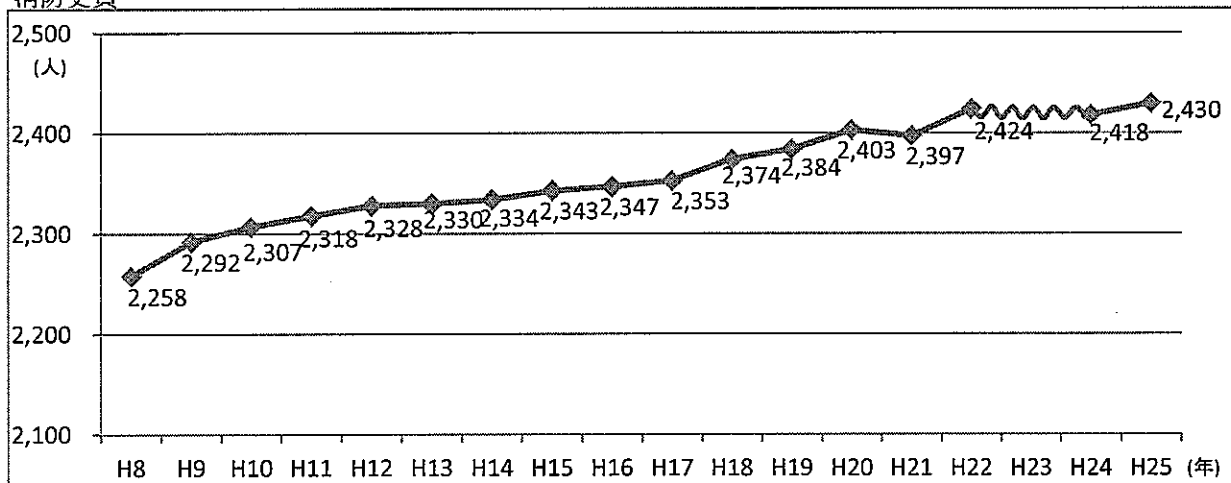
一方、消防団員をみると、34,563人(対前年比△236人、0.68%減)で、過去5年間で1,101人(3.19%)減少しています。これは全国的な傾向でもありますが、本県においては消防本部・署の充実強化及び消防団装備の機械化・近代化等により総合的な消防力の向上を図っています。

また、平成25年4月1日現在の女性消防吏員・消防団員については表1-4のとおりであり、消防吏員は前年より1人増の32人、消防団員では前年より6人増の182人となっております。

図1-2 消防吏員・消防団員の推移(毎年4月1日現在)

※東日本大震災の影響により、平成23年のデータについては未集計です。

消防吏員



消防団員

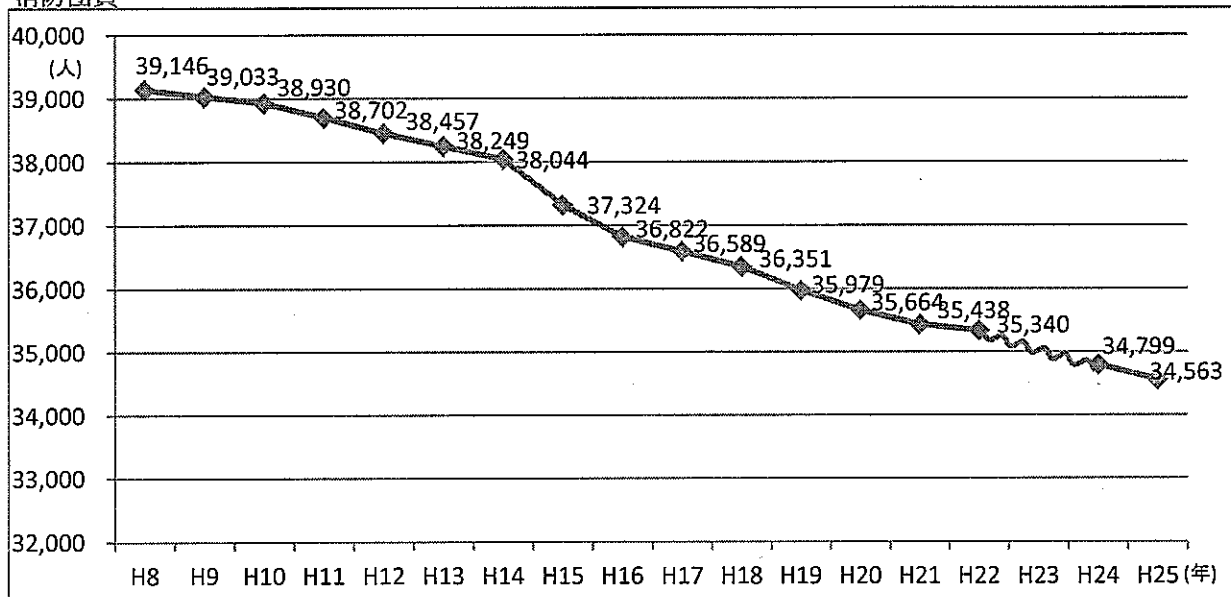


表1-3 消防機関・人員の推移

年月日	消防本部						消防団					人口 1000人 当り 団員数 (人)
	本部	署	出張所	職員			非常勤		常勤		団員数 合計 (人)	
				吏員 (人)	その他 (人)	合計 (人)	団数 (団)	団員 (人)	団数 (団)	団員 (人)		
25.4.1	4	4	0	100	9	109	361	56,559	1	14	56,573	27.5
26.4.1	5	5	0	149	9	158	360	56,974	2	23	56,997	27.6
27.4.1	6	6	1	168	9	177	360	57,405	2	23	57,428	27.7
28.4.1	6	6	1	171	9	180	359	57,576	2	23	57,599	27.8
29.4.1	7	7	1	198	9	207	278	57,910	3	31	57,941	27.8
30.4.1	8	8	1	230	9	239	155	55,306	3	32	55,338	26.4
31.4.1	9	9	1	254	3	257	145	54,863	3	27	54,890	26.2
32.4.1	10	10	1	270	6	276	145	53,435	3	27	53,462	25.6
33.4.1	11	11	1	307	3	310	133	52,582	3	31	52,613	25.2
34.4.1	12	12	1	351	4	355	133	51,767	2	23	51,790	24.8
35.4.1	12	12	2	360	3	363	120	51,180	2	23	51,203	25.0
36.4.1	12	12	2	361	3	364	120	50,265	2	23	50,288	24.7
37.5.31	12	12	2	394	3	397	120	49,543	3	29	49,572	24.5
38.5.31	13	13	2	424	3	427	120	48,862	3	20	48,882	24.3
39.5.31	13	13	3	458	6	464	119	48,393	2	14	48,407	24.2
40.5.31	13	13	3	460	8	468	119	47,688	2	14	47,702	24.0
41.5.31	13	13	4	487	10	497	119	47,054	3	19	47,073	23.9
42.4.1	10	14	4	540	10	550	104	46,935	6	42	46,977	23.9
43.4.1	10	14	5	563	12	575	104	46,215	9	88	46,303	23.6
44.4.1	10	14	6	614	12	626	103	46,086	9	71	46,157	23.6
45.4.1	10	14	9	670	8	678	103	45,842	10	87	45,929	23.6
46.4.1	10	14	11	703	8	711	90	45,778	10	94	45,872	23.7
47.4.1	11	15	30	990	16	1,006	90	45,357	4	47	45,404	23.2
48.4.1	11	18	52	1,276	10	1,286	90	44,921	-	-	44,921	23.0
49.4.1	12	19	65	1,504	12	1,516	90	44,615	-	-	44,615	22.9
50.4.1	12	19	65	1,613	12	1,625	90	44,026	-	-	44,026	22.6
51.4.1	12	19	69	1,621	12	1,633	90	43,127	-	-	43,127	21.7
52.4.1	12	19	70	1,679	11	1,690	90	42,688	-	-	42,688	21.3
53.4.1	12	19	72	1,747	10	1,757	90	42,236	-	-	42,236	21.0
54.4.1	12	22	72	1,809	11	1,820	90	41,556	-	-	41,556	20.5
55.4.1	12	23	70	1,844	13	1,857	90	41,089	-	-	41,089	20.2
56.4.1	12	24	70	1,873	12	1,885	90	40,945	-	-	40,945	20.0
57.4.1	12	25	70	1,915	15	1,930	90	40,779	-	-	40,779	19.9
58.4.1	12	25	72	1,922	15	1,937	90	40,699	-	-	40,699	19.8
59.4.1	12	25	72	1,927	15	1,942	90	40,587	-	-	40,587	19.7
60.4.1	12	25	70	1,931	15	1,946	90	40,494	-	-	40,494	19.6
61.4.1	12	25	70	1,930	14	1,944	90	40,371	-	-	40,371	19.4
62.4.1	12	26	70	1,929	13	1,942	90	40,213	-	-	40,213	19.2
63.4.1	12	26	70	1,938	13	1,951	90	40,156	-	-	40,156	19.1

年月日	消防本部						消防団					人口 1000人 当り 団員数 (人)
	本部	署	出張所	職員			非常勤		常勤		団員数 合計 (人)	
				吏員 (人)	その他 (人)	合計 (人)	団数 (団)	団員 (人)	団数 (団)	団員 (人)		
元.4.1	12	29	70	1,951	14	1,965	90	40,054	-	-	40,054	19.1
2.4.1	12	29	70	1,969	12	1,981	90	39,877	-	-	39,877	18.9
3.4.1	12	29	71	1,990	12	2,002	90	39,721	-	-	39,721	18.8
4.4.1	12	29	71	2,036	12	2,048	90	39,643 (15)	-	-	39,643 (15)	18.7
5.4.1	12	29	71	2,119 (2)	11	2,130 (2)	90	39,582 (30)	-	-	39,582 (30)	18.6
6.4.1	12	29	73	2,174 (8)	11	2,185 (8)	90	39,518 (31)	-	-	39,518 (31)	18.6
7.4.1	12	29	72	2,208 (2)	12	2,220 (2)	90	39,348 (33)	-	-	39,348 (33)	18.4
8.4.1	12	29	72	2,258 (1)	11	2,269 (1)	90	39,146 (33)	-	-	39,146 (33)	18.3
9.4.1	12	29	71	2,036 (3)	11	2,047 (3)	90	39,033 (33)	-	-	39,033 (33)	18.2
10.4.1	12	29	71	2,307 (5)	10	2,317 (5)	90	38,930 (35)	-	-	38,930 (35)	18.2
11.4.1	12	29	70	2,318 (7)	11	2,329 (7)	90	38,702 (34)	-	-	38,702 (34)	18.2
12.4.1	12	29	70	2,328 (7)	9	2,337 (7)	90	38,457 (49)	-	-	38,457 (49)	18.0
13.4.1	12	29	70	2,330 (9)	9	2,339 (9)	90	38,249 (47)	-	-	38,249 (47)	17.9
14.4.1	12	29	71	2,334 (8)	9	2,343 (8)	90	38,044 (58)	-	-	38,044 (58)	17.9
15.4.1	12	29	71	2,343 (10)	9	2,352 (10)	90	37,324 (93)	-	-	37,324 (93)	17.6
16.4.1	12	29	71	2,347 (11)	8 (6)	2,355 (17)	90	36,822 (126)	-	-	36,822 (126)	17.4
17.4.1	12	29	72	2,353 (12)	8 (6)	2,361 (18)	83	36,589 (121)	-	-	36,589 (121)	17.4
18.4.1	12	29	72	2,374 (15)	8 (5)	2,382 (20)	68	36,351 (123)	-	-	36,351 (123)	17.3
19.4.1	12	29	72	2,384 (19)	7 (5)	2,391 (24)	67	35,979 (129)	-	-	35,979 (129)	17.2
20.4.1	12	29	72	2,403 (21)	9 (6)	2,412 (27)	60	35,664 (133)	-	-	35,664 (133)	17.2
21.4.1	12	29	72	2,397 (25)	9 (6)	2,406 (31)	59	35,437 (159)	-	-	35,437 (159)	17.2
22.4.1	12	29	72	2,424 (29)	7 (4)	2,431 (33)	59	35,340 (171)	-	-	35,340 (171)	17.2
24.4.1	12	29	71	2,418 (31)	8 (4)	2,426 (35)	59	34,799 (176)	-	-	34,799 (176)	17.7
25.4.1	12	29	71	2,430 (32)	16 (3)	2,446 (35)	59	34,563 (182)	-	-	34,563 (182)	17.7

※東日本大震災の影響により、平成23年のデータについては未集計です。
 ※平成25年の消防団員数について、平成25年消防白書に記載されている消防団員数と差異がありますが、南会津町機能別消防団員数(120人)の集計漏れがあったためです。

表1-4 女性消防吏員及び女性消防団員の状況

(1)女性消防吏員

本部名	人数(人)
福島市消防本部	3
いわき市消防本部	5
安達地方広域行政組合 消防本部	4
郡山地方広域消防組合	9
須賀川地方広域消防組合	4
会津若松地方広域市町村圏 整備組合消防本部	6
相馬地方広域市町村圏組合	1
合計	32

(2)女性消防団員

団体名	人数(人)
福島市	18
会津若松市	8
郡山市	7
いわき市	8
田村市	40
南相馬市	14
白河市	1
伊達市	4
国見町	3
只見町	3
猪苗代町	4
会津坂下町	14
会津美里町	7
棚倉町	10
石川町	9
古殿町	8
三春町	8
新地町	13
飯館村	3
合計	182

表1-5 機能別団員の導入状況

消防団名	団員数	活動内容(概略)	設置(発足)
昭和村消防団	48	後方支援、避難誘導、搜索等	H18.4.1
三春町消防団	26	検閲式等でのラップ演奏、後方支援、 広報活動	H19.4.1
三島町消防団	45	消火、搜索	H21.4.1
小野町消防団	9	消防団員の補助	H21.4.1
会津美里町消防団	48	初期消火活動等	H21.8.1
南会津町消防団	120	活動地域を地元地区に限定	H22.4.1
泉崎村消防団	40	初期消火活動、ラップ隊	H23.4.1
合計	336		

2 消防施設

(1) 消防機械

消防機械の保有状況は表1-6のとおりです。

平成25年4月1日現在の動力消防ポンプ(消防ポンプ自動車、小型動力ポンプの総称)の充足率は、101.2%(消防本部103.5%、消防団101.0%)となっています。

表1-6 消防機械の保有状況

区分		18.4.1現在	19.4.1現在	20.4.1現在	21.4.1現在	22.4.1現在	24.4.1現在	25.4.1現在
消防本部・消防署	普通消防ポンプ自動車	103	102	102	101	101	99	98
	指数	100.0	99.0	99.0	98.1	98.1	96.1	95.1
	水そう付消防ポンプ自動車	48	49	49	49	49	50	49
	指数	100.0	102.1	102.1	102.1	102.1	104.2	102.1
	はしご付消防ポンプ自動車	15	15	15	15	15	13	14
	指数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	86.7	93.3
	科学消防自動車	17	17	17	17	17	17	17
	指数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	救急工作車	22	23	23	23	23	23	23
	指数	100.0	104.5	104.5	104.5	104.5	104.5	104.5
救急自動車	127	129	130	129	129	129	130	
指数	100.0	101.6	102.4	101.6	101.6	101.6	102.4	
小型動力ポンプ (小型動力ポンプ付積載車を含)	13	12	10	9	10	10	7	
指数	100.0	92.3	76.9	69.2	76.9	76.9	53.8	
消防団	普通消防ポンプ自動車	540	538	538	539	538	543	546
	指数	100.0	99.6	99.6	99.8	99.6	100.6	101.1
	水そう付消防ポンプ自動車	19	19	18	19	21	20	20
	指数	100.0	100.0	94.7	100.0	110.5	105.3	105.3
	小型動力ポンプ付積載車	1779	1784	1788	1778	1785	1749	1754
指数	100.0	100.3	100.5	99.9	100.3	98.3	98.6	
小型動力ポンプ	917	884	879	851	886	935	853	
指数	100.0	96.4	95.9	92.8	96.6	102.0	93.0	
合計	普通消防ポンプ自動車	643	640	640	640	639	642	644
	指数	100.0	99.5	99.5	99.5	99.4	99.8	100.2
	水そう付消防ポンプ自動車	67	68	67	68	70	70	69
	指数	100.0	101.5	100.0	101.5	104.5	104.5	103.0
小型動力ポンプ (小型動力ポンプ付積載車を含)	2709	2680	2677	2638	2681	2694	2614	
指数	100.0	98.9	98.8	97.4	99.0	99.4	96.5	
動力消防ポンプ充足率(%)		100.1	99.3	99.2	98.9	100.0	103.1	101.2

※指数は、平成18年4月1日現在の数値を100として計算したものです。

※平成18~20年の充足率は平成18年度消防施設設備計画実態調査の基準に対するものであり、平成21~22年の充足率は平成21年度消防施設設備計画実態調査の基準に対するものであり、平成24年の充足率は平成24年度消防施設整備計画実態調査の基準に対するものです。

※東日本大震災の影響により、平成23年のデータについては未集計です。

(2)消防水利

消防水利(消防水利の基準に適合するもの)には、消火栓、防火水槽、井戸等の人口水利と河川、池、湖沼等の自然水利があり、消防機械とともに重要な役割を果たしており、近年、大規模地震に対する関心の高まりとともに耐震性貯水槽や防火水槽の設置促進を図りながら、これら消火栓等との適切な組合せによる水利の多元化を推進する必要があります。

平成25年4月1日現在の消火栓、防火水槽、井戸の保有状況は、表1-7のとおりです。

表1-7 消防水利の保有状況

区分		18.4.1現在	19.4.1現在	20.4.1現在	21.4.1現在	22.4.1現在	24.4.1現在	25.4.1現在
消火栓	公設・私設等	26,533	27,132	28,957	28,318	28,884	29,653	29,731
	指数	100.0	102.3	109.1	106.7	108.9	111.8	112.1
防火水槽	40m以上	7,567	7,562	7,562	7,555	7,518	7,643	7,601
	指数	100.0	99.9	99.9	99.8	99.4	101.0	100.4
井戸	公設・私設等	61	61	61	59	62	63	63
	指数	100.0	100.0	100.0	96.7	101.6	103.3	103.3

※指数は、平成18年4月1日現在の数値を100として計算したものです。

※東日本大震災の影響により、平成23年のデータについては未集計です。

(3)消防施設等整備費補助事業

消防施設強化促進法(昭28法律第87号)に基づき、国ではその整備のため一般地域に対しては、補助基準額の1/3を補助し、その強化促進を図っています。また、緊急消防援助隊関係設備については、消防組織法において義務的補助金に位置づけられ、補助率は基準額の1/2とされています。なお、平成17年度には、三位一体改革における国庫補助金の一般財源化に伴い、常備消防にかかる設備が補助対象から除外されました。

県においても、これまで同法律の趣旨をふまえた県単独の補助事業を実施していましたが、平成17年度をもって廃止となりました。

過去8年間の実績は表1-8のとおりです。

表1-8 消防施設等補助実績

事業名		年度							
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数
消防 防災 施設	耐震性貯水槽	10	4	13	4	4	9	2	15
	高機能消防指令センター総合整備事業	-	-	-	-	-	-	1	-
	小計	10	4	13	4	4	9	3	15
消防 防災 設備	救助工作車Ⅲ型	-	1	-	-	-	-	-	-
	救助工作車Ⅱ型	-	-	1	-	-	-	-	-
	救助用資機材	-	1	1	-	-	-	-	-
	高度救助用資機材	-	1	-	-	-	-	1	-
	災害対応特殊救急自動車	1	2	1	3	6	2	1	-
	高度救命処置用資機材	1	2	1	3	6	2	1	-
	災害対応特殊消防ポンプ車	1	-	-	1	-	-	-	-
	災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車	4	1	2	1	-	-	3	1
	災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車	-	-	-	-	-	1	-	1
	消防団総合整備事業	4	-	-	-	-	-	-	-
	小計	11	8	6	8	12	5	6	2
国庫補助合計		21	12	19	12	16	14	9	17
県単 補	消防ポンプ自動車	1	-	-	-	-	-	-	-
	小型動力ポンプ	5	-	-	-	-	-	-	-
県単補助合計		6	0	0	0	0	0	0	0

第2 火災予防

県では火災の発生を予防するため、毎年春と秋に火災予防運動を実施し、県民に対し火災予防意識の高揚を呼びかけています。

一方、消防法により、火災を予防するため建築物の防火対策として、出火を予防する対策や延焼防止、安全避難確保のための対策が定められています。

1 火災予防運動

日常生活において、火災発生の危険性は常に存在し、火災発生原因の大部分が人為的ミスであることから、火の取扱いには常に細心の注意を払い、火災の発生を防止するよう啓発に努めるとともに、毎年春と秋に全国火災予防運動を実施しています。

- ⎧ 春季全国火災予防運動期間3月1日～3月7日
- ⎩ 秋季全国火災予防運動期間11月9日～11月15日

平成25年秋季全国火災予防運動の重点目標は次のとおりです。

重点目標

(1) 住宅防火対策の推進

- ア 住宅用火災警報器の設置徹底及び適切な維持管理の周知
- イ 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及促進
- ウ たばこ火災に係る注意喚起広報の実施
- エ 防災品の普及促進
- オ 消防団、婦人(女性)防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進
- カ 地域の実情に即した広報の推進と具体的な対策事例等の情報提供
- キ 高齢者等の災害時要援護者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防火対策の推進

(2) 放火火災・連続放火火災防止対策の推進

- ア 「放火火災防止対策戦略プラン」を活用した放火対策に対する地域の対応力の向上
- イ パチンコ店及び物品販売店舗における放火火災防止対策の徹底
- ウ 放火火災・連続放火火災による被害の軽減対策の実施

(3) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

- ア 防火管理体制の充実
- イ 避難施設等及び老朽化消火器をはじめとする消防用設備等の維持管理の徹底
- ウ 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の促進
- エ 防火対象物定期点検報告制度の周知徹底
- オ 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進
- カ ホテル・旅館等における防火安全対策の徹底
- キ 個室ビデオ店等の個室型店舗における防火安全対策の徹底
- ク 高齢者や障害者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底
- ケ 小規模雑居ビルにおける防火安全対策の徹底

(4) 製品火災の発生防止にむけた取組の推進

製品の適切な使用・維持管理及び製品火災に関する注意情報の周知徹底

(5) 多数の観客等が参加する行事に対する火災予防指導等の徹底

- ア ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導
- イ 火気器具を使用する屋台等への指導

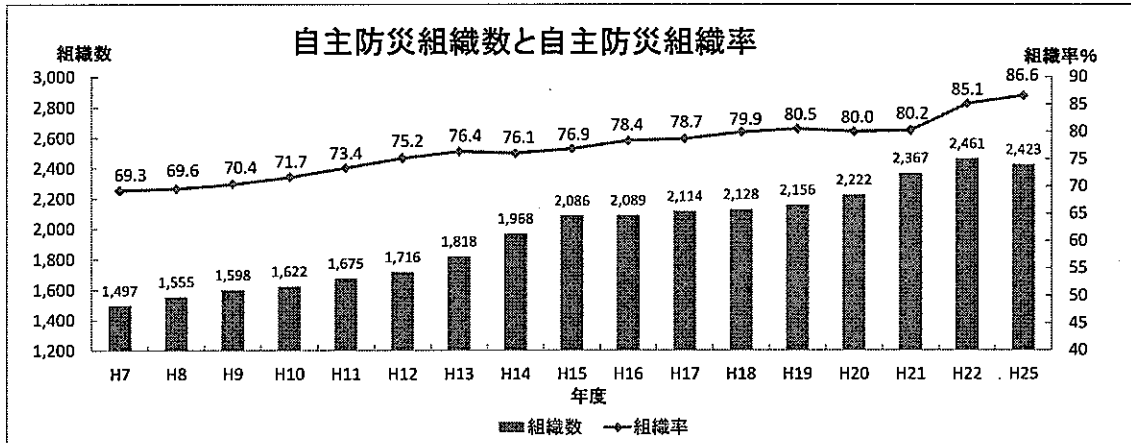
2 消防用設備等の規制

消防法令の規制を受ける防火対象物の数は59,601カ所(25.3.31現在)であり、これらの建物については、消火に必要な設備や、警報設備、避難設備等の設置が義務づけられており、設置した設備については定期的に点検を行うこととされています。

さらに、一定以上の人員を収容する防火対象物においては、防火管理者を選任し、消防計画の作成、消火、通報、避難の訓練の実施をはじめ消火活動上必要な施設の維持管理にあたっているほか、防火対象物となっている建築物において新築、増築、改修、修繕等が行われる場合には、消防機関が消防用設備等の設置についてチェックをして消防同意を与えています。

第3 自主防災組織

県、市町村、消防機関の3者が協力して、自主防災組織の育成強化を図っており、平成25年4月1日現在で、組織数は2,423団体、組織率は83.9%（原発事故により避難している檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村を除く組織率は86.6%）となっていますが、地域によって組織状況に差がみられます。



※平成23、24年度は東日本大震災の影響で正しい数値が出せないため集計せず。

※平成25年度の組織率は、原発事故により避難している檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村を除いたものを採用している。

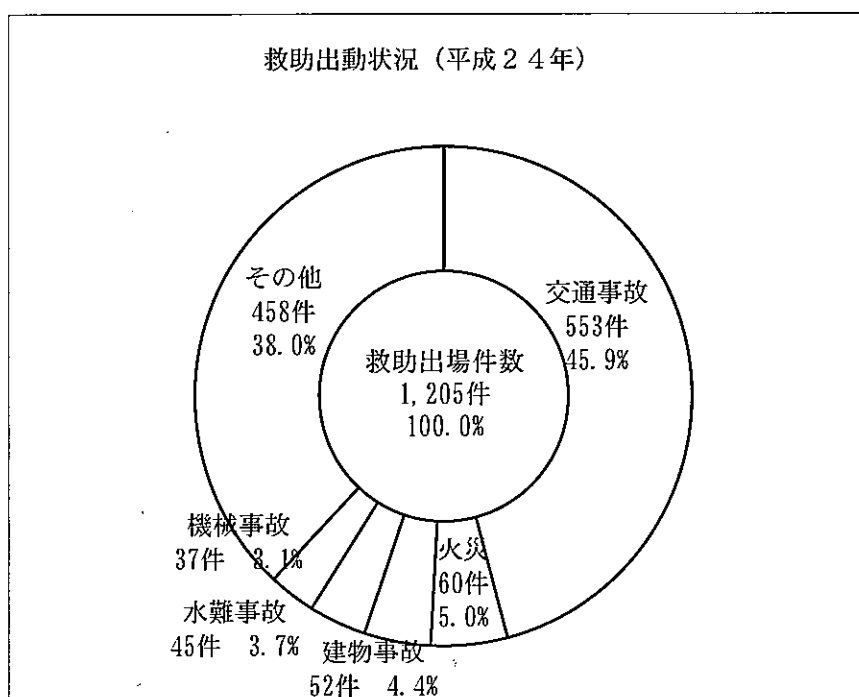
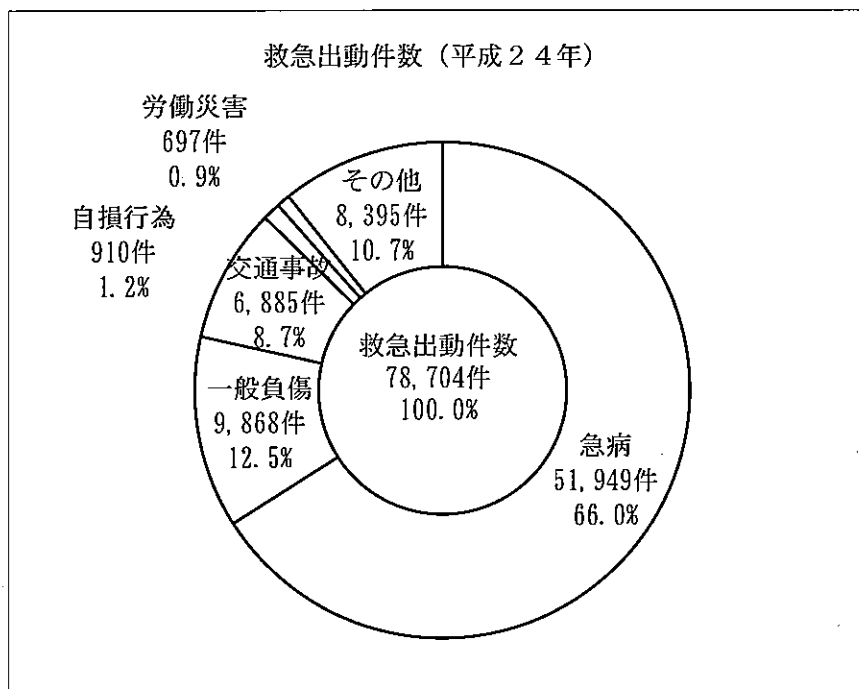
第4 救急・救助業務

救急業務は、県内12消防本部において130台(25.4.1現在)の救急自動車により24時間体制で実施しています。平成24年の活動状況は、78,704件出場し、73,544人を搬送しました。

出場件数及び搬送人員は、平成17年をピークに横ばい傾向にありましたが、平成22年から増加傾向に転じています。

救急業務の高度化については、救急隊員の応急処置範囲の拡大に合わせた救急科の教育を実施するほか、消防本部における救急救命士の養成及び高規格救急自動車の整備の推進に努めています。

救助業務は、23台(25.4.1現在)の救助工作車とその他の車輛の合わせて62台により実施しています。平成24年の活動状況は、1,205件出動し、830人を救助しました。



事故種別傷害程度別救急搬送状況(平成24年)

事故種別	傷害程度					
	死亡	重症	中等症	軽傷	その他	合計
急病	1,463人 2.9%	5,220人 10.8%	18,265人 37.8%	23,303人 48.3%	21人 0.0%	48,272人 100.0%
交通事故	40人 0.5%	354人 4.9%	1,142人 15.6%	5,791人 79.0%	11人 0.1%	7,338人 100.0%
一般負傷	167人 1.8%	1,068人 11.4%	2,552人 27.2%	5,579人 59.5%	9人 0.1%	9,375人 100.0%
その他	98人 1.1%	1,982人 23.2%	4,647人 54.3%	1,829人 21.4%	3人 -0.1%	8,559人 100.0%
計	1,768人 2.4%	8,624人 11.7%	26,606人 36.2%	36,502人 49.6%	44人 0.1%	73,544人 100.0%

医療機関別救急搬送状況(平成24年)

救急告示医療機関				その他の医療機関	合計
国・公立病院	公的病院	私的病院	私的診療所		
67,661人	92.0%				
14,822人	9,182人	43,641人	16人	5,864人	73,525人
20.2%	12.5%	59.4%	0.02%	8.0%	100.0%

収容所要時間別搬送状況(平成24年)

10分未満	10分以上 20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 120分未満	120分以上	合計
26人	2,175人	17,524人	44,893人	8,558人	368人	73,544人
0.04%	3.0%	23.8%	60.9%	11.6%	0.5%	100.0%

救助活動状況(平成24年)

事故種別 活動状況	火災		交通 事故	水難 事故	風水害 等自然 災害	機械に よる事 故	建物等 による 事故	その他 の事故	合計
	建物	建物以外							
出動件数	45件	15件	553件	45件	8件	37件	52件	450件	1,205件
救助人員	17人	6人	327人	29人	2人	18人	27人	404人	830人

第5 危険物規制の状況

産業経済の発展及び家庭生活の向上に伴い、危険物の取扱量は年々増加しており、その種類、質ともに著しく多様化しているのに伴い、これらによる災害発生の潜在的な危険性もまた増大しています。

危険物による災害を未然に防ぐためには、安全な施設による危険物の保安管理の徹底が必要であり、事故防止を目的として、県内 12 消防本部に対する危険物行政の指導を行い、また危険物取扱者に対しては危険物取扱者保安講習を実施しています。

1 危険物施設数の推移

平成 25 年 3 月 31 日現在における県内の危険物施設数は、製造所 153、貯蔵所 7,497、取扱所 3,524 で、合計 11,174 施設です。

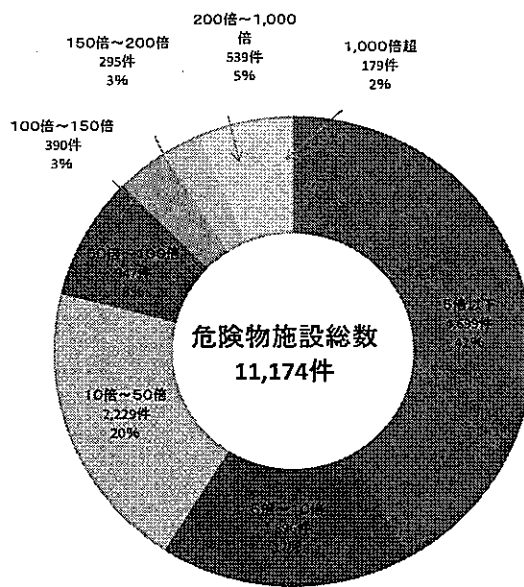
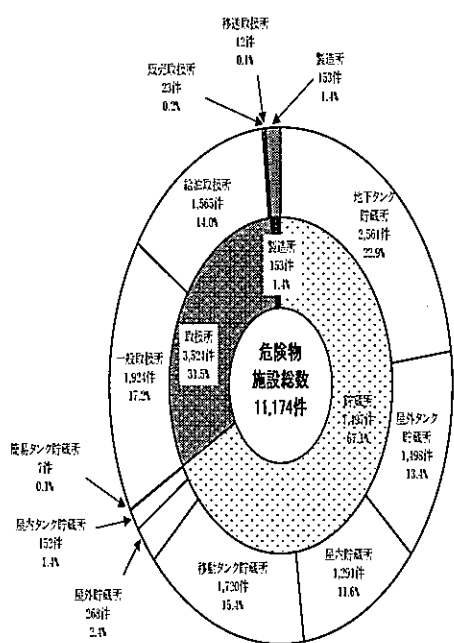
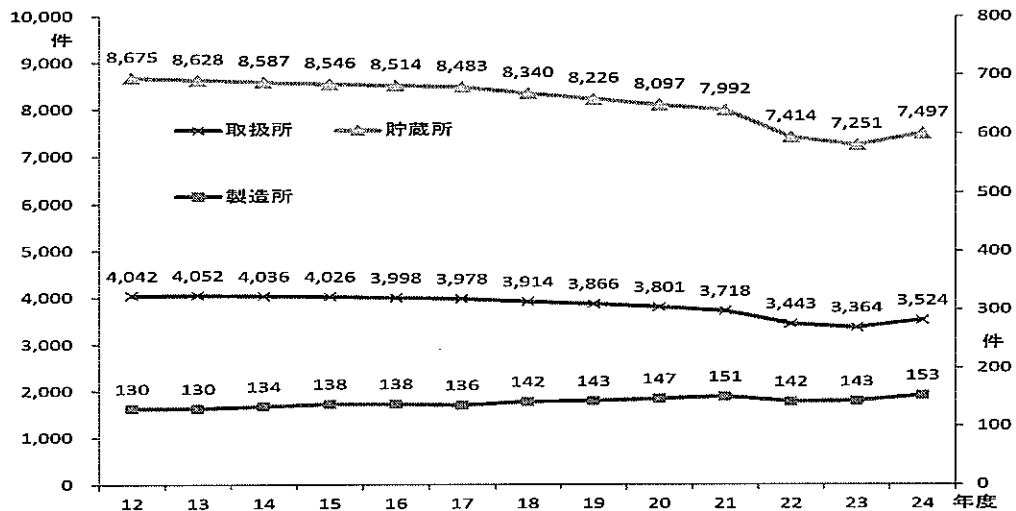
前年度と比較した場合、製造所では 10 件増 (7%)、貯蔵所では 246 件増 (3%)、取扱所では 160 件増 (5%)、総数で 416 件増 (4%) となりました。

危険物施設の区分別内訳については、次ページに示すように貯蔵所が総数の 67.1% と最も多く、うち地下タンク貯蔵所が 2,561 件を占めています。取扱所は総数の 31.5% であり、うちガソリンスタンド等の給油取扱所が 1,565 件を占めています。製造所は総数の 1.4% となっています。

危険物施設の倍数 (指定数量を 1 とした指数) による規模別の構成は、5 倍以下の施設が 4,699 件と総数の 42.1% となり最も多く、50 倍以下の施設の合計は、施設総数の 79.0% を占めています。

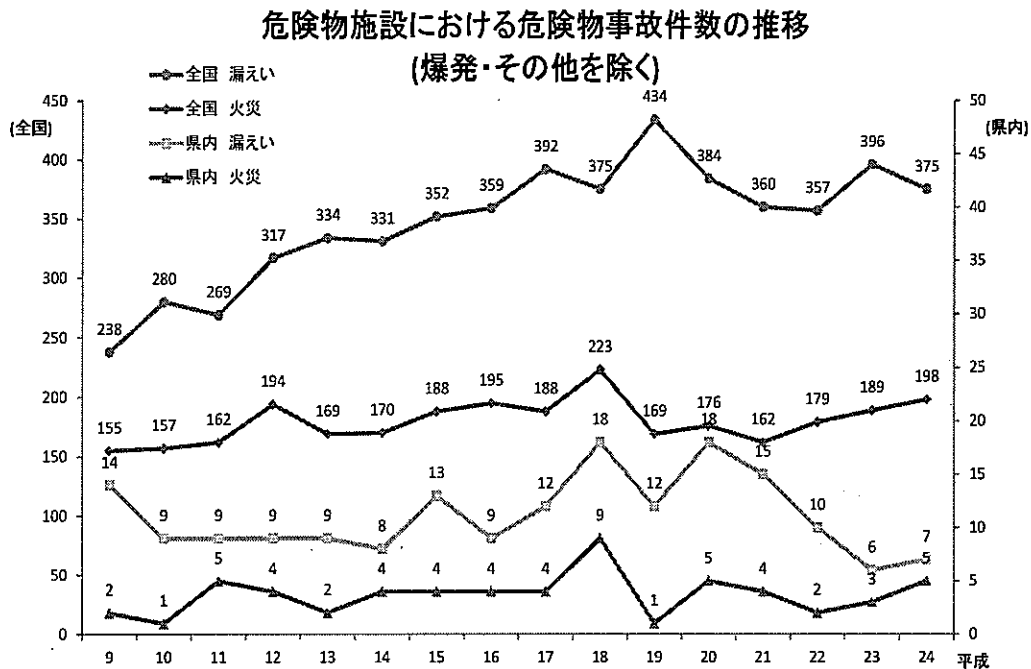
一方、全国の危険物施設数は、平成 25 年 3 月 31 日現在、総数が 445,017 件で、その内訳は製造所が 5,101 件、貯蔵所が 304,589 件、取扱所が 135,327 件となっており、県内の施設が占める割合は、それぞれ総数で 2.5%、製造所が 3.0%、貯蔵所が 2.5%、取扱所が 2.6% となっています。

危険物施設(完成検査証交付施設)数の推移



2 危険物に係る事故

平成 24 年中県内においては、13 件(流出 7 件、火災 5 件、その他 1 件)の事故が発生しており、施設別では一般取扱所 5 件、給油取扱所、屋外タンク貯蔵所、非危険物施設 2 件、製造所、移動タンク貯蔵所 1 件でした。事故原因としては、腐食疲労等劣化(4 件)によるものが最も多い結果となりました。



3 危険物取扱者試験の実施

危険物取扱者試験は、甲種、乙種及び丙種の区分で実施され、この合格者には危険物取扱者免状の申請資格が与えられます。

試験は都道府県の委任を受けて消防試験研究センターが実施しており、平成 24 年度の試験結果は、甲種、乙種及び丙種の合計で、受験者 12,831 人に対し、4,447 人が合格し、合格率は 34.7 %でした。

4 危険物取扱者保安講習の実施

危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、原則として3年ごとに都道府県知事が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けることが義務づけられています。

また、昭和 63 年度からは、危険物の取扱作業の従事状況に応じて講習を区分する、いわゆる種別講習の導入を図り、平成 24 年度は前期・後期あわせて延べ 33 会場において講習を実施しました。

なお、平成 4 年 4 月 1 日から運用が開始された危険物取扱者免状返納命令制度の周知に伴い受講意識が向上したためか、平成 4 年度を境に受講者数が増加し、平成 8 年度以降は 3,600 人～4,000 人程度で推移しています。

第6 福島県消防学校

昭和27年消防組織法の一部が改正され、消防学校は県の義務設置機関となり、本県においては、関係市町村及び各種団体の協力を得て、昭和30年8月福島市太平寺に「福島県消防学校」を開設し、同年9月より教育訓練を開始しました。

その後、校舎の老朽化と屋外訓練場の狭隘さから、近代的消防教育訓練に適応困難となったため、昭和46年4月、福島市荒井へ移転し、耐火構造の近代的な設備を備えた消防学校として消防職員・団員等の教育訓練に当たりました。

現在地へ移転してから相当の年月が経過し施設設備が老朽化したため、教育設備や教育内容の一層の充実を図ることを目的として、平成7年から消防学校改築整備事業を推進し、平成17年3月に完成となりました。

消防学校改築整備事業の経過

- 平成7年度 ……基本構想の策定
- 平成8年度 ……整備の場所の決定
- 平成9年度 ……基本計画の作成、基本設計(プロポーザル競技(公募型))
- 平成10年度 ……消防学校教育訓練計画検討会報告書作成
 - 第1期工事实施設計(第1期工事管理・教育棟、宿泊棟、外構等)
- 平成11年度 ……用地取得、外溝等実施設計、進入路工事
- 平成12年度 ……文化財調査、造成工事
- 平成12年度～平成13年度 ……第1期工事(継続事業管理・教育棟、宿泊棟完成)
- 平成13年度 ……第2期工事实施設計、第1期工事にかかる初度調弁
- 平成14年度～平成15年度 ……第2期工事(継続事業体育館・屋内訓練場、水難救助訓練場)
- 平成15年度 ……第3期工事实施設計
- 平成16年度 ……第3期工事(消防訓練棟、車庫棟、放水訓練場等グラウンド整備)

なお、平成24年度における消防学校の教育訓練実施状況は、次表のとおりです。

平成24年度教育訓練実施時期一覧

教育種別	期間	人員 (人)	24年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	25年1月	2月	3月	
消防職員	初任教育	103	1					27							
	特殊災害科	21							3						
	火災調査科	21										21	1		
	救急科(前半)	111							23	22					
	救急科(後半)	58								28	19				
	救急科(後半)	53										8	30		
	救助科	22								26	21				
	危険物科	20											18	22	
	初級幹部科	19							3	17					
	指揮隊長科	30											5	7	
	救急救命士養成補助教育科	35											4	8	
	機関科	20												16	17
	初級幹部科	46											2	3	
	初級幹部科	43											16	17	
	中級幹部科	53											23	24	
中級幹部科	40												2	3	
中級幹部科	35												9	10	
校外教育		552													
自衛消防隊員教育	第56期	43												6	7
自衛消防隊員教育	第57期	41												11	12
自衛消防隊員教育	第58期	36												13	14
少年消防クラブ員教育	第7期	12													
			6月から10月までの期間												
			3												